

平成26年度決算報告

町では、町民の皆様には町財政の状況を知っていただくために、財政状況を公表しております。今回は、平成26年度の町の歳入（収入）と歳出（支出）の決算についてお知らせします。

◆一般会計の決算の概要◆

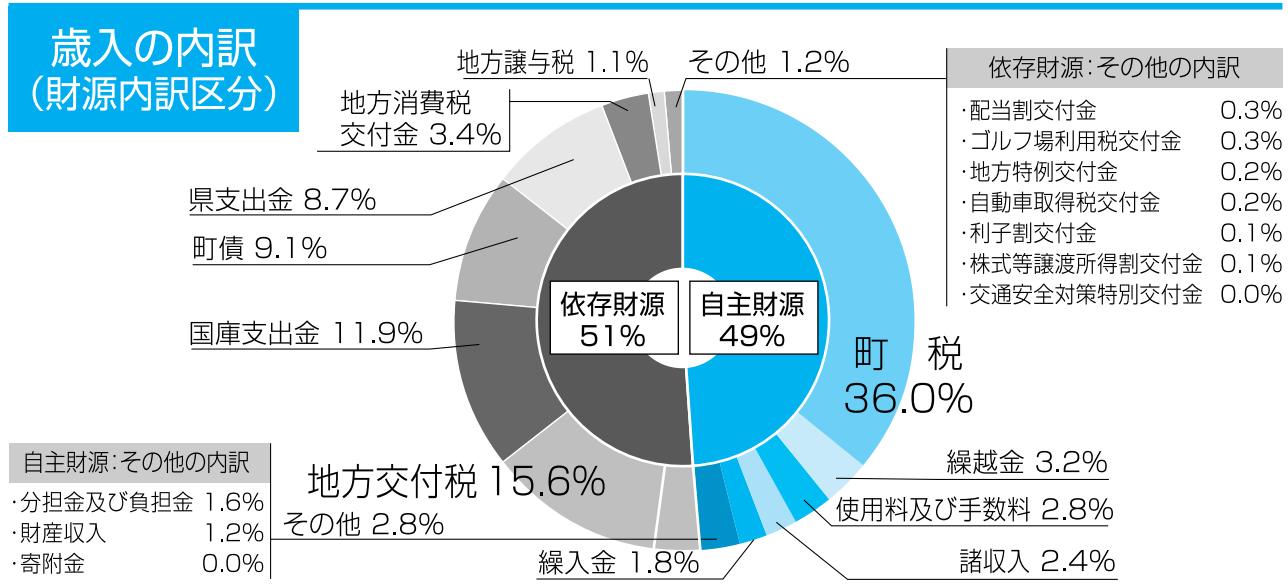
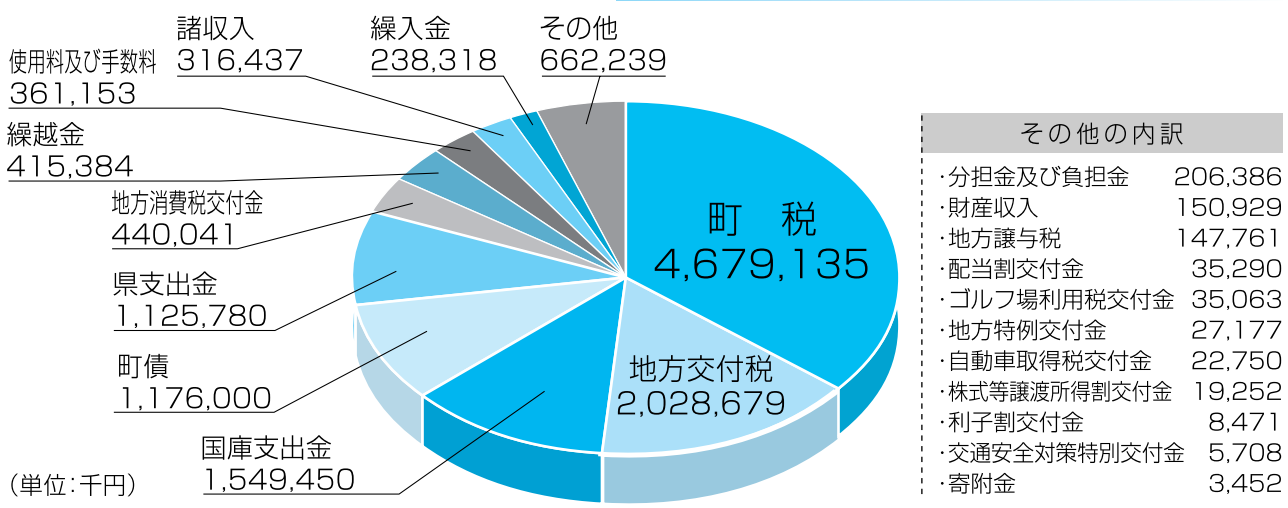
平成26年度当初予算編成時における地方財政の状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、厳しい状況が続いている状況でありました。

そのような中で編成された平成26年度の一般会計の当初予算は、本町のまちづくりのテーマである「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」の実現に向けて、知恵と工夫を凝らし、魅力に富んだ予算となるよう努めたところです。平成26年度の当初予算規模は、11,600,000千円で前年度当初予算額11,330,000千円に対し、270,000千円（前年度対比2.4%）の増でした。

また、その後発生した行政需要及び国・県支出金の増減などに対応した補正予算第1号から第6号により、381,040千円を増額補正し、平成25年度からの繰越明許費1,049,820千円を加えた最終予算現額は、13,030,860千円となりました。

その結果、平成26年度の一般会計決算額は、歳入総額12,992,616千円、歳出総額12,574,907千円となり、前年度に比較して歳入が697,297千円（5.7%）の増額、歳出が694,972千円（5.8%）の増額となりました。

歳入の内訳 合計129億9,261万6千円

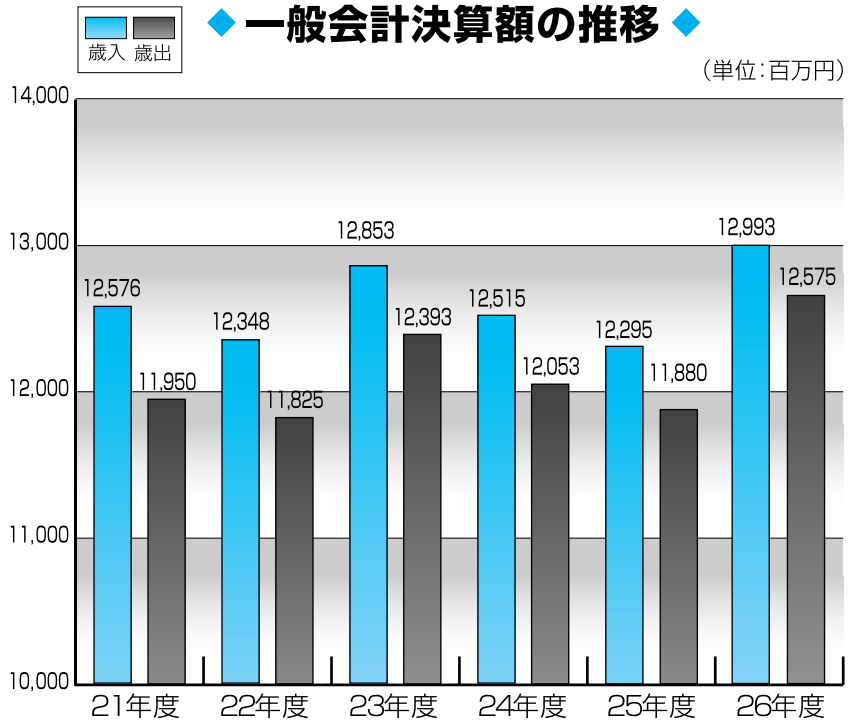


◆ 町民一人(一世帯)当たりの ◆
町税負担額 (単位:円)

税金の区分	一人当たりの負担額	一世帯当たりの負担額
町民税	57,443	149,781
固定資産税	51,476	134,221
軽自動車税	1,778	4,635
町たばこ税	6,761	17,629
都市計画税	85	221
合計	117,543	306,487

H27.3.31現在 住基人口:39,808人
世帯数:15,267世帯

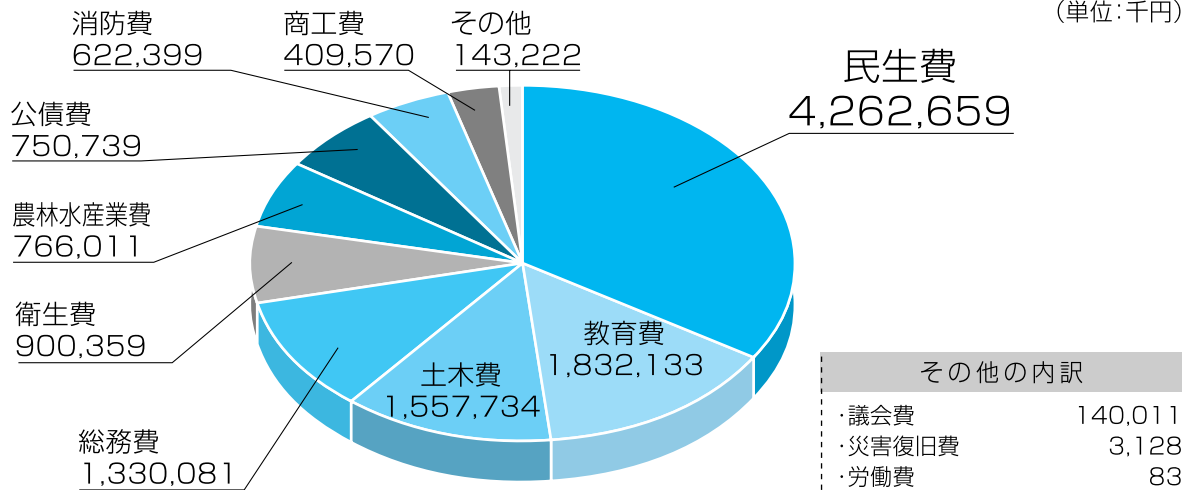
◆ 一般会計決算額の推移 ◆



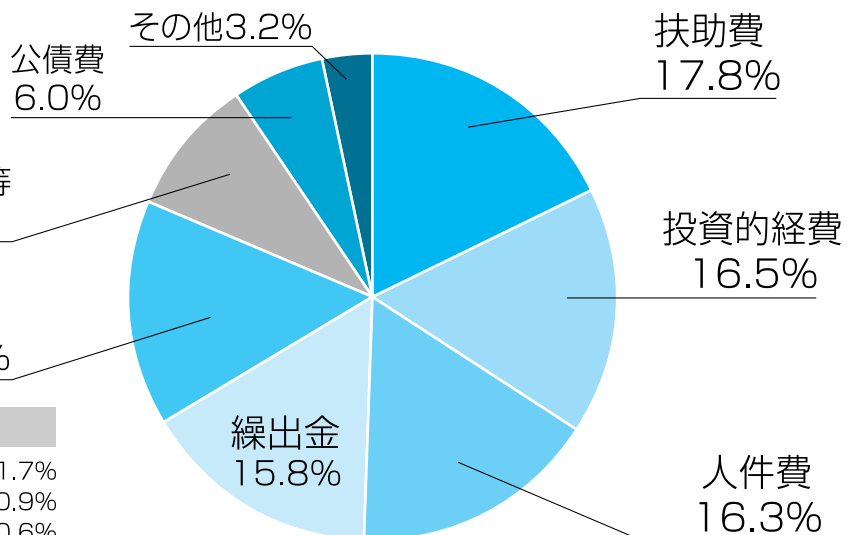
歳出の内訳

合計125億7,490万7千円

(単位:千円)



歳出の内訳
(性質別経費)



・投資及び出資金・貸付金	1.7%
・積立金	0.9%
・維持補修費	0.6%

◆ 特別会計の決算状況 ◆

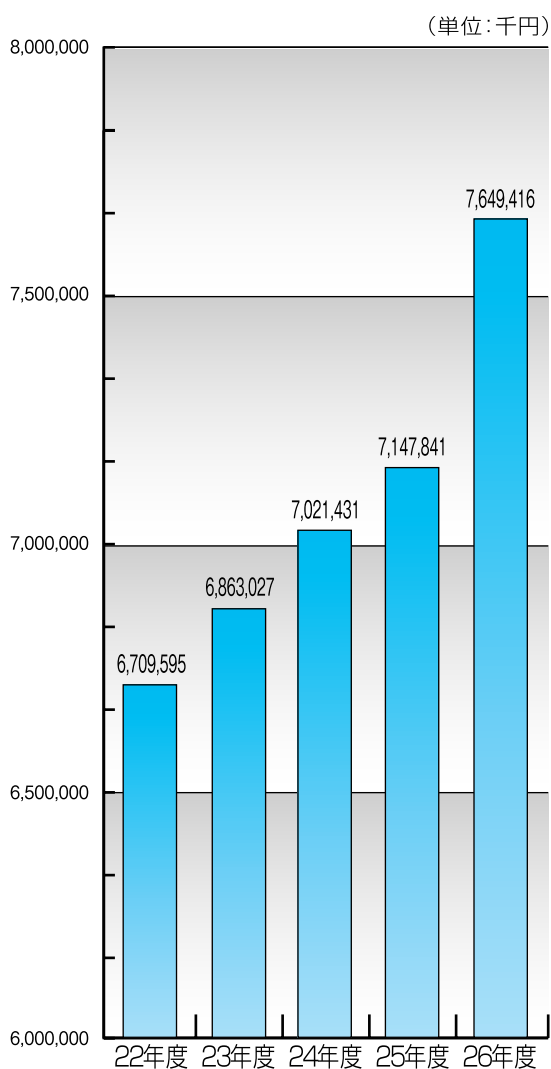
会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計	48億8,386万5千円	46億9,285万3千円	1億9,101万2千円
公共下水道事業特別会計	13億3,335万8千円	13億400万6千円	2,935万2千円
奨学資金特別会計	199万7千円	107万円	92万7千円
介護保険事業特別会計	27億1,181万4千円	26億4,875万6千円	6,305万8千円
農業集落排水事業特別会計	7億7,381万3千円	7億6,937万7千円	443万6千円
後期高齢者医療特別会計	3億4,747万9千円	3億4,513万7千円	234万2千円

◆ 水道事業会計の決算状況 ◆

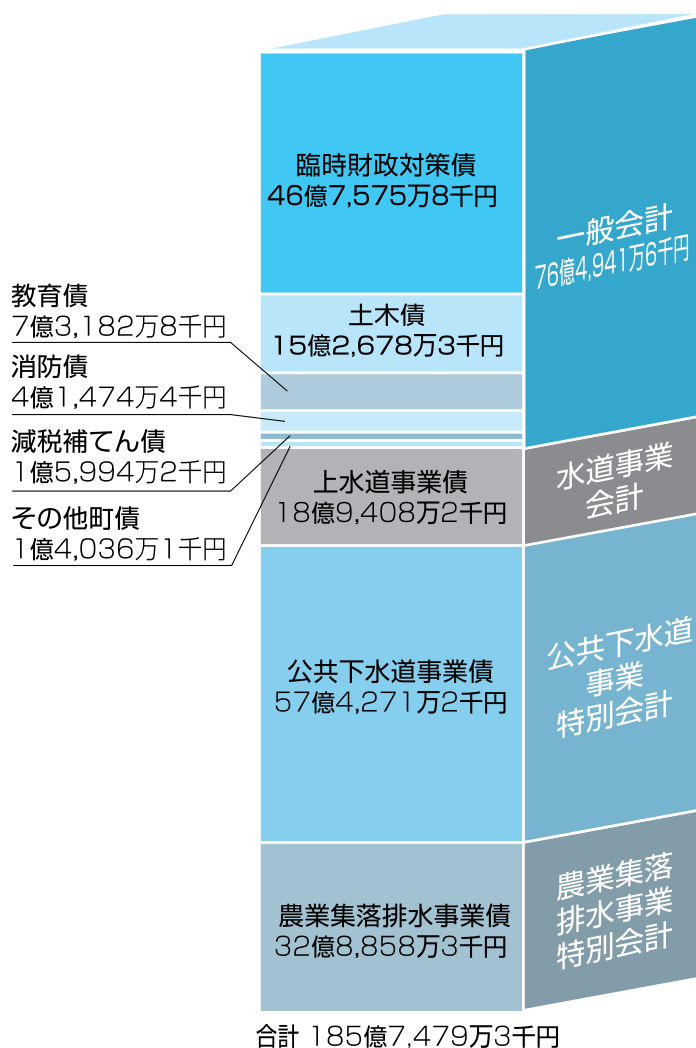
収益的収入	収益的支出	特別損失	純利益
6億5,662万1千円	5億3,769万9千円	471万1千円	1億234万3千円
資本的収入	資本的支出	※収支不足額	
2億8,287万3千円	5億3,258万3千円	2億4,971万円	

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

◆ 地方債現在高の推移(一般会計) ◆



◆ 地方債現在高(平成26年度末現在) ◆



壬生町の財産

町有財産

町の所有に属するあらゆる財産のことで、土地や建物・有価証券などの公有財産、特定の目的のために積立や運用を行う基金、金銭の給付を目的とする町の権利である債権、町が使用するために保管している備品や消耗品などがあります。

主な財産は次のとおりです。



基金

51億9,021万7千円

町が条例に基づき設置するもので、ある目的のために財産を維持し、資金を積立てるための基金と、定額の資金を運用するための基金の2種類に大別されます。

財政調整基金 11億4,777万7千円

年度間の財源のバランスをとることを目的とした積立金で、ある年度に税金の収入が大きく減少したり、災害の発生により突発的な支出が生じる場合などに備えて、決算剰余金が生じた年度などに積み立てておく基金です。

減債基金 5億1,660万1千円

町の借金である地方債の返済に充てることを目的とし、地方自治法に基づいて設置されている基金です。この基金により、収入の減少があっても計画的に地方債の返済を行うことができます。

庁舎建設基金 13億2,387万9千円

ある目的のために資金を積立てる基金の一つで、庁舎の建設資金に充てるために設置されています。

出資による権利

5,227万8千円

公有財産の一つで、公益法人や株式・有限会社等の出資又は出えんに伴う町の権利のことで、財団法人等に対する出えん金も含まれています。

土地

1,504,947.88㎡

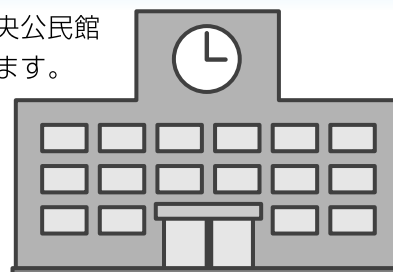
主なものとしては、総合公園、聖地公園、各小中学校の敷地、総合運動場などがあります。



建物

132,167.94㎡

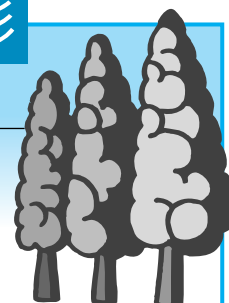
主なものとしては、役場庁舎、清掃センター、おもちゃ博物館、町営住宅、各小中学校の校舎、中央公民館などがあります。



並木杉

1本

特別天然記念物である日光杉並木街道を保護するため、平成10年度よりオーナーになっています。



平成26年度の主な事業実績 (一般会計)

●議 会 費

議会だより発行事業 年4回	995千円
議会運営費	5,432千円

●総 務 費

施設振興公社管理事業	64,891千円
デマンドタクシー"みぶまる"運営事業	8,807千円
行政外部評価委員会運営事業	69千円
いきいきふれあい応援事業	8,236千円
町民活動支援センター運営事業	420千円
産業振興基金費	95,860千円

●民 生 費

後期高齢者医療費	293,186千円
国民健康保険特別会計繰出金	435,057千円
後期高齢者医療特別会計繰出金	93,458千円
高齢者地域見守り支援事業	9,539千円
介護保険事業特別会計繰出金	413,041千円
障害者自立支援給付事業	526,847千円
民間保育園委託事業	513,720千円
保育対策促進事業等補助事業	84,000千円
放課後児童健全育成事業	27,553千円
児童手当扶助事業	654,331千円
こにちは赤ちゃん祝金事業	2,940千円
こども医療費助成事業	110,842千円
保護者の自己負担分を助成し、保険診療分が 全額無料	
災害救助費	1,744千円
竜巻により被害を受けた住宅の復旧を支援	

●衛 生 費

健康大学開催事業	65千円
みぶまち・獨協健康大学を開催	
清掃センター維持管理事業	105,212千円
ごみ収集及び運搬業務委託事業	91,562千円

●農林水産業費

地域特産物推進事業	183,771千円
経営体育成支援事業	137,239千円
大雪及び竜巻により被害を受けた農家の負担 軽減、再建の促進	
下稲葉地区圃場整備推進事業	28,116千円

農業集落排水事業特別会計繰出金	246,621千円
-----------------	-----------

●商 工 費

ブランド推進事業	4,778千円
みぶブランド推進協議会	
中小企業融資制度事業	198,837千円
産業振興奨励事業	28,150千円
みぶ羽生田産業団地企業誘致推進事業	385千円
おもちゃ博物館維持管理事業	43,637千円

●土 木 費

町道修繕事業	113,793千円
六美地区雨水排水対策事業	228,506千円
町道2-166号	89,639千円
町単独道路整備事業	86,665千円
六美北部土地区画整理事業	58,352千円
公共下水道事業特別会計繰出金	493,273千円
花のまちづくり推進事業	1,959千円

●消 防 費

石橋地区消防組合負担金	461,542千円
消防自動車購入事業	66,744千円

●教 育 費

学力向上支援事業	68,994千円
スクールランチサポート事業	16,637千円
学校給食費を月額500円助成	
小学校施設改修等工事	219,982千円
全小学校普通教室等空調機設置工事等	
中学校施設改修等工事	391,273千円
全中学校普通教室等空調機設置工事、壬生中 学校耐震補強工事等	
家庭教育推進事業	932千円
学校地域支援ボランティア推進事業	599千円
みぶ・ホリデーアクションプラン事業	520千円
中学生地域活動参画推進事業	170千円
中央公民館改修等工事	110,311千円
エレベーター設置工事、大ホール舞台機構電 気設備等改修工事	
まちかど文庫運営事業	109千円
ゆうがおマラソン開催事業	6,079千円
総合型地域スポーツクラブ事業	2,000千円
栃木県郡市町対抗駅伝競走大会出場事業	893千円

平成26年度 健全化判断 比率等の状況



平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務付けられました。さらに、平成20年度決算から早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を超える団体は財政健全化計画等の策定が義務付けられ、早急に財政の改善に取り組むこととなりました。

ここでは、平成26年度決算に基づく町の健全化判断比率等の状況をご報告いたします。

健全化判断比率

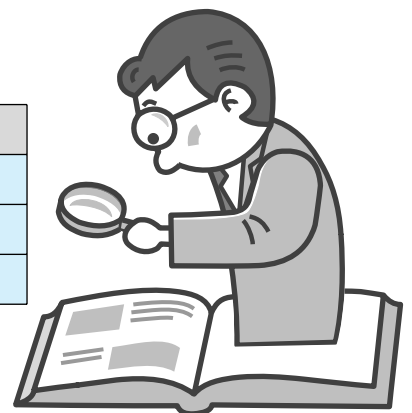
項目	数 値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.80	20.00
連結実質赤字比率	—	18.80	30.00
実質公債費比率	6.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

*「—」は赤字を生じていない等のため、数値は該当なしを表しています。

資金不足比率

公営企業(特別会計)	数 値	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

*「—」は資金不足を生じていないため、数値は該当なしを表しています。



用語の説明



実質赤字比率 …… 一般会計等(普通会計)の実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率 …… 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 …… 一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率 …… 地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率 …… 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率

早期健全化基準 …… 数値がこの基準以上になると財政健全化計画(経営健全化計画)の策定が義務づけられ財政の改善に取り組むこととなります
(経営健全化基準)

財政再生基準 …… 数値がこの基準以上になると財政再生計画の策定が義務づけられ確実な財政の再生に取り組むこととなります